

事 務 連 絡

2020年(令和2年)4月16日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

県内介護・福祉施設等におけるクラスター発生を踏まえた
新型コロナウイルス感染予防対策の再確認と徹底について(通知)

日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

国においては、新型コロナウイルス感染症の流行が加速する中、4月7日から5月6日までの期間、7都府県を対象に「緊急事態宣言」が行われています。

広島県においても、県内の流行状況を踏まえ4月13日に県知事により「感染拡大警戒宣言」が行われ、5月6日まで不要不急の外出を控えるよう要請が出されています。

本市においても、感染者数が数日間で倍増し、感染が急拡大するとともに感染経路が特定できない症例も発生しています。

さらに県内の介護施設や福祉施設等において、クラスター(感染者集団)が発生し、感染症の患者が多数確認されており、更に警戒を強める必要があります。

介護保険事業所・施設等にあつては、これまで様々な予防対策の取組を実施いただいておりますが、引き続き、緊張感を持って、対策を継続する必要があります。

要介護の高齢者という、この感染症による重症化リスクが高いとされている方々を日常的にケアしている介護保険事業所・施設等にあつては、何としても、感染者の発生や集団感染を防ぐ必要があります。

先日、送付した「新型コロナ対策チェックリスト」を活用されていると思いますが、国が4月7日に発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」は、これまでに発出された様々な通知を整理し、サービス種別ごと(「入所施設・居住系サービス」「通所・短期入所等のサービス」「居宅を訪問して行うサービス」)に「感染予防策」「感染者が発生した場合の対応」等がまとめられていますので、必ず確認、実施をお願いします。

(一部抜粋)

利用者の状況に応じた対応について

(1) 施設等における取組

- ・ 日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意
- ・ 症状出現後の接触者リスト, ケア記録, 勤務表など記録を準備
- ・ 面会は緊急やむを得ない場合を除き制限すること

(2) 職員の取組

- ・ マスクの着用を含む咳エチケットや手洗いアルコール消毒等を実施
- ・ 発熱等の症状が認められるときは出勤をおこなわないこと
- ・ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要で, 換気が悪く, 人が集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底

(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点

社会福祉施設等において, 一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方, 感染拡大防止の観点から「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」, 「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があること等から, 以下に留意し実施することが示されています。

- ・ リハビリテーション等の実施に当たっては, 可能な限り同じ時間帯, 同じ場所での実施人数を減らす。
- ・ 定期的に換気を行う。
- ・ 利用者同士の距離について, 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
- ・ 声を出す機会を最小限にすることや, 声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
- ・ 清掃を徹底し, 共有物(手すり等)については必要に応じて消毒を行う。
- ・ 職員, 利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。

720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市役所 介護保険課
電話 084-928-1281/1259/ 1232
FAX 084-928-1732